

社団法人シナリオ作家協会

定 款

第1章 総 則

第1条（名称） この法人は社団法人シナリオ作家協会という。

第2条（事務所） この法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂5丁目4番16号シナリオ会館内におく。

第3条（支部） この法人は、理事会の議決を経て、必要とする地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

第4条（目的） この法人は、シナリオの文化的使命の重要性を認識し、作家の相互の信頼と協力とによってシナリオ作家の適正なる活動を図り日本映画文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第5条（事業） この法人は、前条の目的を達成するため、下記に掲げる事業を行う。

1. シナリオ創作活動の適正と育成に必要な研究調査。
2. シナリオ作家の職能を確立擁護するための関係法規の改善に必要な調査研究。
3. シナリオ著作権者の映画化する権利および出版する権利の譲渡ならびに使用に関し、権利者と利用者との相互の適正を図るための連絡協議。
4. 功労あるシナリオ作家の表彰ならびに新人シナリオ作

家の養成その他、一般シナリオ作家の製作活動に対する助成。

5. 会員相互の連絡および研究ならびに調査の成果発表のための機関誌及び図書の刊行。
6. 講演会、講習会、研究会等の開催。
7. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

第 6 条 (会員の種別) この法人の会員は、次の通りとする。

1. 正 会 員 この法人の目的に賛同するシナリオ作家。
2. 賛助会員 この法人の目的と事業を賛助する個人または団体。
3. 準 会 員 この法人の正会員の遺族で、この法人に入会を希望する者。
4. 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦する者。

第 7 条 (会費) この法人の会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。但し、名誉会員は会費納入の必要がない。

第 8 条 (入会) この法人の会員になろうとする者は、別に定める規則に基づいて入会申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、

会費の納入を要しない。

第9条（資格の喪失） 会員は、次の事由によってその資格を失う。

1. 退会したとき。
2. 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき。
3. 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または賛助会員である団体が解散したとき。
4. 除名。

第10条（退会） 会員で退会しようとする者は、理由を明記して退会届を提出しなければならない。

第11条（除名） 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。ただし総会の議決に先立って当該会員に弁明の機会が与えられなくてはならないものとする。

1. この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき。
2. この法人の会員としての義務に違反したとき。
3. 会費を2年以上滞納したとき。

第12条（会費の不返還） 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員および職員

第13条（役員）この法人は、次の役員をおく。

1. 理事 8名以上10名以内（内、会長1名、常務理事2名）
2. 監事 1名または2名

第14条（役員を選任）理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で会長および常務理事を定める。

第15条（理事の職務）会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 常務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
3. 常務理事は、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代理し、または行なう。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を決議し、執行する。

第16条（監事の職務）監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科学大臣に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

第 17 条（役員任期）この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠、または増員により選任された役員任期は、前任または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

第 18 条（役員解任）役員が次の各号に該当するときは、理事会および総会においておのおの 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められたとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第 19 条（顧問および委員）この法人は、必要に応じて顧問および委員をおくことができる。

2. 顧問および委員は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会の諮問に応ずる。
4. 委員は、委員会を組織し、この法人の事業遂行に協力する。

第 20 条（役員および顧問の報酬）役員および顧問は、有給とすることができる。

2. 役員および顧問の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 21 条（事務局および職員）この法人の事務を処理するため、事

- 務局を設け、事務局長等の職員をおく。
2. 職員は会長が任免する。
 3. 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

第 22 条（理事会の招集等）理事会は毎年 2 回、会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。

第 23 条（理事会の定足数および議決）理事会は、理事現在数の 3

分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 24 条（総会の招集）通常総会は毎年 1 回、会計年度終了後 2 か月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき会長が招集する。
3. 前項のほか正会員現在数の 5 分の 1 以上から、会議に

付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項日時および場所を記載した書面をもって正会員に通知する。

第25条（総会の議長）総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

第26条（総会の議決事項）総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認めた事項

第27条（総会の定足数等）総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の出席正会員を代理人として議決権を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 28 条（会員への通知） 総会の議事の要領および議決した事項は、
会員に通知する。

第 29 条（議事録） すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 資産および会計

第 30 条（資産） この法人の資産は次のとおりとする。

1. この法人の設立当初シナリオ作家協会から継承した財産目録に記載された財産。
2. 会費。
3. 資産から生じる収入。
4. 事業に伴う収入。
5. 寄付金品。
6. その他の収入。

第 31 条（資産の種別） この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 1. 財産目録のうち基本財産の部に記載する財産
 2. 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 3. 理事会で基本財産とすることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第 32 条（資産の管理）この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

第 33 条（基本財産の処分の制限）基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ないときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第 34 条（経費の支弁）この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第 35 条（事業計画と収支予算）この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第 36 条（収支決算）この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書、および財産増減事由書ならびに会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後 2 か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金のあるときは、理事会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第 37 条（長期借入金）この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除き理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 38 条（会計年度）この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更および解散

第 39 条（定款変更）この定款は、理事会および総会において、理事および正会員おのおのの現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 40 条（解散）この法人の解散は、理事会および総会において、理事および正会員おのおのの現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 41 条（残余財産の処分）この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、理事および正会員おのおのの現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

第 42 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらにかわる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

1. 定款
 2. 社員の名簿
 3. 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
 4. 財産目録
 5. 資産台帳および負債台帳
 6. 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 7. 理事会および総会の議事に関する書類
 8. 庶務日誌
 9. 官公署往復書類
 10. その他必要な書類および帳簿
2. 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号から第 10 号の書類および帳簿は、1 年以上保存しなければならない。

第 43 条（細則） この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、昭和 45 年 5 月 7 日から実施する。